

建設業法等改正に伴う許可の改正点について（H28.6.1 施行）

平成28年6月1日施行の建設業法等の改正に伴い、以下の変更点がありますのでお知らせします。

この改正により、変更がある許可申請書等の新様式については、高知県建設管理課ホームページに掲載します。（H28.6.1 掲載予定）

★施行日（平成28年6月1日）以降の申請については、全て新様式をご使用下さい。

1. 「解体工事業」の業種区分新設について

（1）建設業の許可について

現行の建設業法で「とび・土工工事業」として行われてきた解体工事について、建設業許可に係る業種区分として「解体工事業」が新設されます。これにより、解体工事業を営む者は、解体工事業の許可が必要となります。ただし、経過措置があり、その内容については下記の通りです。

【経過措置について】（経過措置期間：H28.6.1～H31.5.31）

・ 施行日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間（平成31年5月31日まで）は、「解体工事業」の許可を受けずに解体工事業を施工することができます。

※平成31年6月1日以降は、「解体工事業」の許可が必要です。

・ 施行日前の「とび・土工工事業」に係る経営業務の管理責任者としての経験は、「解体工事業」に係る経営業務の管理責任者の経験とみなします。

以下、次のおり表記します。

- ・ 施行日前に取得した「とび・土工工事業」 = 「旧とび・土工工事業」
- ・ 施行日以降に取得した「とび・土工工事業」 = 「新とび・土工工事業」

（2）技術者の要件について

「旧とび・土工工事業」の技術者は、平成33年3月31日までの間は、解体工事業の技術者としてみなされます。（建設業法施行規則附則第4条による。）平成33年4月1日以降は、解体工事業の要件を満たす技術者の配置が必要です。

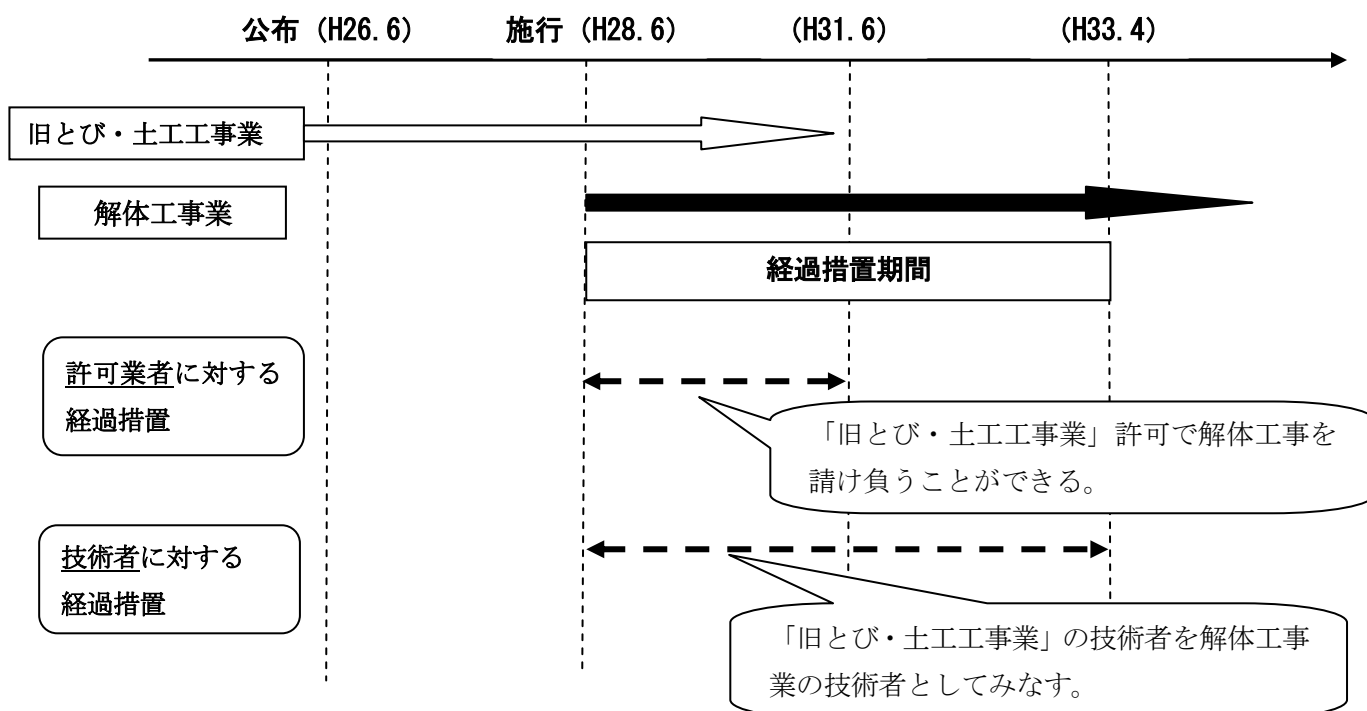
資格については、12～15ページの「有資格コード一覧」をご確認ください。（高知県ホームページにはH28.6.1 掲載予定です。）

※なお、改正に伴い、資格コードの表記に変更がありますので、併せてご注意ください。

【実務経験について】

- ・ 「解体工事業」の実務経験年数は、「旧とび・土工工事業」の実務経験年数のうち解体工事業に係る実務経験年数とします。
- ・ 「新とび・土工工事業」の実務経験年数は、「旧とび・土工工事業」の全ての実務経験年数とします。

○施行後の経過措置について



(3) 決算終了後の変更届等について

「解体工事業」の業種新設に伴い、決算終了後の変更届等の完成工事高の記載に変更があります。

○許可申請時及び決算終了後の変更届について

- ・施行後の経過措置期間（平成31年5月31日まで）に、「旧とび・土工工事業」で契約した解体工事の完成工事高は、「その他工事」に計上して下さい。ただし、「解体工事業」の許可申請時及び許可取得後の決算終了後の変更届は、「解体工事業」に計上して下さい。
- ・施行日前に「旧とび・土工工事業」で契約した解体工事については、完成工事高を分けて記載する必要はありません。

○経営事項審査について

- ・経営事項審査については、51ページからの「建設業法等改正に伴う経営事項審査の改正点について（H28.6.1 施行）」をご覧ください。

(4) 建設リサイクル法*における解体工事業の登録について

建設業法の「解体工事業」の業種新設に伴い、建設リサイクル法に基づく、解体工事業の登録に関する規定が改正されます。

【改正内容】第21条

（*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

『解体工事業を営もうとする者（建設業法別表の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者を除く。）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。』

「とび・土工工事業」⇒「解体工事業」に改正

※「旧とび・土工工事業」で解体工事業を営んでいる者については、建設業法の経過措置に合わせて、施行日から平成31年5月31日までの3年間は解体工事業の登録は不要です。

2. 許可申請書の様式変更について

今回の改正により、以下の様式に変更になります。新様式は、高知県建設管理課ホームページに掲載します。(H28.6.1 掲載予定)

★施行日(平成28年6月1日)以降の申請については、全て新様式をご使用下さい。

【許可申請】

※変更のある様式に網かけをしています。

様式	申請書類等	改正内容
	建設業許可申請書表紙及び略図記入様式(高知県独自様式)	
1号	建設業許可申請書	「解体」の業種欄の追加。経営業務の管理責任者の氏名欄増設。
別紙1	役員等の一覧表(H28.6より個人事業者の提出不要)	経営業務の管理責任者欄の削除。用紙下部の記載要領の変更。
別紙2-1	営業所一覧表(新規許可等)	「解体」の業種欄の追加。
別紙2-2	営業所一覧表(更新)	
別紙3	収入印紙、証紙等はり付け欄	
別紙4	専任技術者一覧表	
2号	工事経歴書	
3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	
4号	使用人数	
6号	誓約書	
7号	経営業務の管理責任者証明書 ※新規等は経営の経験がわかる書類を添付	
7号別紙	経営業務管理責任者略歴書	
8号	専任技術者証明書(新規・変更)	「解体」の業種欄の追加。
	資格証明書(写し)※資格要件に応じ提出	
	監理技術者資格者証の写し	
	卒業証明書(原本)※資格要件に応じ提出	
9号	実務経歴証明書	
10号	指導監督の実務経歴証明書	
	その他の資格証明書	
	監理技術者資格者証の写し	
11号	令3条に規定する使用人の一覧表	
11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)	「解体」の業種欄の追加。
12号	許可申請者(法人の役員・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	用紙下部の記載要領の変更。
13号	令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	「現所」→「住所」へ変更。
	定款	
14号	株主(出資者)調書	
15号	貸借対照表	
16号	損益計算書 完成工事原価報告書	
17号	株主資本等変動計算書	
17号の2	注記表	
17号の3	附属明細表	
18号	貸借対照表	
19号	損益計算書	
	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	
20号	営業の沿革	
20号の2	所属建設業者団体	
	納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	
20号の3	健康保険等の加入状況	日付欄、申請者欄、許可番号欄の増設。
	健康保険等の加入状況がわかる確認資料	
20号の4	主要取引金融機関名	
	役員等及び令3条使用人の「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」	
	役員等及び令3条使用人の「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産者で復権を得ないものに該当しない旨の証明	
	残高証明書・融資証明書	

【変更申請】

様式	申請書類等	改正内容
22号の2	変更届出書	「解体」の業種欄の追加。
22号の3	届出書	欠格要件の項目及び記載要領の変更。
22号の4	廃業届	「解体」の業種欄の追加。

3. 健康保険等の加入状況の変更届出について

既に提出をしている「健康保険等の加入状況（様式 20 号の 3）」の内容に変更があった場合、決算終了後の変更届出書の提出時と一緒に提出して下さい。

4. 特定建設業許可及び監理技術者等の配置要件について

建設業法施行令の一部を改正する政令により、特定建設業許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の下限について以下の変更があります。

※民間工事における施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金額の下限においても同様に引き上げます。

建築一式工事：4,500 万円→6,000 万円 建築一式以外の工事：3,000 万円→4,000 万円

また、工事現場ごとに配置される主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額については以下のように変更されます。

建築一式工事：5,000 万円→7,000 万円 建築一式以外の工事：2,500 万円→3,500 万円

こちらの改正は、いずれも平成 28 年 6 月 1 日より施行され、請負契約の時点に関わらず、施行後は全ての工事について改正後の基準が適用されます。

また、監理技術者制度運用マニュアルにおいて、工期途中の監理技術者から主任技術者への交代は慎重かつ必要最小限とすることとされています。

★建設業法等改正の詳細、様式等については、下記ホームページをご覧ください。

◆国土交通省土地・建設産業局建設業課ホームページ：

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr1_000041.html

「建設業法施行令の一部改正する政令」の閣議決定について

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000409.html

◆高知県土木部建設管理課ホームページ：

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/kyokatou-index.html>